

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部 北部政策局 北部政策課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長北政第 5 号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域おこし協力隊事業支援業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	(1)隊員のミッションに関する活動や地域行事等に参加する活動に対する協議等の参画 (2)隊員の活動経費の管理業務 (3)その他隊員に対する支援業務
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	2, 080, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市木之本町木之本1118番地 [商 号 又 は 名 称] K-ZOHN運営協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	契約の相手方は、本市施設であるきのもと交遊館の管理業務や木之本宿まちなか再生事業を受託し、地域のにぎわい創出や移住定住促進など地域に根付いた事業を展開している。 隊員のミッションや地域活動を進めるうえで、拠点となる木之本地域を中心に地域振興事業に取り組む同協議会が、幅広い視点から隊員の活動等を支援することで、隊員のミッション実現はもとより、諸活動において地域との連携がより密接となり、隊員と地域相互の取り組みの相乗効果により、より大きな活動の成果が期待できることから、契約の相手方に選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。